

＜1. 現状と課題＞

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性活躍の推進など、家庭の在り方や家庭を取り巻く環境は多様化し、少子化も進行しています。このような中、子供の権利が守られ、すべての子供が健やかで心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら安心して子供を産み育てることができる環境を整えるとともに、社会全体で子供や子育て家庭を支える必要があります。

【教育・保育の充実】

- 年少人口が減少傾向にある中、本市では、女性の就業率の上昇により増加する保育需要に対応するために、保育の受け皿の拡大に取り組んできました。本市の保育所待機児童数(国基準・4月1日現在)は、ピークとなった平成 27(2015)年4月の 625 人から減少傾向で推移し、令和3(2021)年4月には 12 人と大きく減少しましたが、新型コロナウイルス感染症による教育・保育の需要や人口動態等への影響が不透明であることから、今後の保育需要については予測が難しい状況です。

【子供の健全な育成】

- 小学生の放課後の居場所として、放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)や放課後子供教室事業(船っ子教室)の環境整備に取り組んでいます。放課後ルームについては、女性の就業率の上昇により需要が増加しており、待機児童数の状況は、平成 31(2019)年4月は 346 人、令和2(2020)年4月は 472 人、令和3(2021)年4月は 227 人と解消には至っていません。
- 児童ホームでは、さまざまな教室の開催や子供の居場所として利用しやすい環境づくりに努めていますが、来館者数については減少傾向にあります。

【妊娠期から子育て期にわたる支援】

- 本市では、母子健康手帳交付時における妊婦全数面接や乳児家庭全戸訪問等の母子保健事業を推進するとともに、子育ての不安や悩みを相談できる拠点として子育て世代包括支援センター(ふなここ)や地域子育て支援拠点(子育て支援センター・児童ホーム)にて、妊娠期から子育て期にわたる支援を行っています。
- 4か月児健康相談における妊娠・出産について満足している者の割合は、平成 27(2015)年度の 75.1%から令和元(2019)年度の 83.6%に増加していますが、晩婚化や晩産化、育児の孤立化など妊娠や出産、子育てを取り巻く状況は大きく変化していることから、妊娠期から子育て期にわたる支援の充実を図る必要があります。

【特別な配慮を要する子供への支援】

- 障害児通所支援^(注1)の通所受給者証の発行数は、平成 27(2015)年度末時点の 845 人から令和2(2020)年度末時点の 1,776 人と増加しています。
- 本市では、こども発達相談センターにおいて、発達に関する相談を受け、療育の必要な子供の早期発見・早期療育に向けた相談体制の充実を図っています。特別な配慮を要する子供がライフステージを通じて切れ目のない支援が受けられるよう、各関係機関で連携を図る必要があります。

＜2. 施策の方向＞

施策1 教育・保育の充実

乳幼児期の子供が、きめ細やかで充実した教育・保育を受けることができるとともに、保護者の多様なニーズに応えるため、教育・保育の提供体制の充実・適正化を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 保育需要に応じた受け皿や保育士の確保
- ◆ 保護者のニーズに応える幼稚園の預かり保育の充実

施策2 子供の健全な育成

子供が安全で安心して活動できる居場所を確保し、心身の健全な育成を図れるよう、放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)と放課後子供教室(船っ子教室)の充実・連携を図ります。また、児童ホーム等において、子供の遊び場を提供するとともに、子供による自主的な活動を支援します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 「放課後ルーム」と「船っ子教室」の連携強化
- ◆ 子供たちの体験・交流活動の推進

施策3 妊娠期から子育て期にわたる支援

出産や育児の不安を抱える家庭が、安心して子供を産み育てることができるよう、子育て世代包括支援センターが拠点となり、関係機関との連携を図りながら、支援が必要な人に対し継続的・包括的に支援します。また、母子保健事業及び地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- ◆ 子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実

施策4 特別な配慮を要する子供への支援

発達が気になる子供や障害のある子供など特別な配慮を要する子供が安心して身近な地域で生活できるよう、相談体制や療育施設の充実を図るとともに、関係機関等が連携した包括的支援体制の構築を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ こども発達相談センターの相談体制の充実
- ◆ 保健、医療、福祉及び教育機関等との連携の強化

＜1. 現状と課題＞

【ひとり親家庭等の自立支援】

- ひとり親家庭の就業状況が正社員である割合は、平成 25(2013)年度の 31.1%から平成 30(2018)年度の 33.3%とやや上昇傾向にあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと生計の確保という2つの役割を一人で担うひとり親家庭等を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。本市では、これまでも就業支援や経済的支援などに総合的に取り組んできましたが、子供の貧困対策という観点からも、ひとり親家庭等の自立に向けた支援の推進を図る必要があります。

【児童虐待防止対策】

- 本市では、家庭児童相談室が県市川児童相談所と連携しながら相談や支援を実施しています。県市川児童相談所は船橋市・市川市・浦安市・鎌ヶ谷市の4市を管轄しており、児童虐待相談件数の約4割が本市の案件となっています。家庭児童相談室と県市川児童相談所を併せた本市の児童虐待相談件数は、平成 27(2015)年度の 1,038 件から令和元(2019)年度の 1,598 件と増加しています。
- 市児童相談所設置に向け、有識者等からの意見聴取や市職員の県市川児童相談所への派遣研修等による調査・検討を進めています。また、令和3(2021)年7月に「船橋市児童相談所基本構想」を策定しました。

＜2. 施策の方向＞

施策5 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、安定した生活ができるよう、相談体制の充実や就業の支援などを推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 相談支援体制の充実
- ◆ 就業支援の強化

施策6 児童虐待防止対策

子供たちの安全・安心な生活を守るため、関係機関と連携し、児童虐待防止対策の強化を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 児童虐待の未然防止や対象児童等の早期発見・早期支援
- ◆ 市児童相談所の設置及び設置に向けた体制整備